

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正を行う。

1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

(1) 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

(2) 議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件[※]についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

※ 「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除く。

(3) 行政機関等の共同設置

行政機関等[※]について、共同設置を行うことができることとする。

※ 行政機関等とは

- ・ 議会事務局（その内部組織）
- ・ 行政機関
- ・ 長の内部組織
- ・ 委員会又は委員の事務局（その内部組織）
- ・ 議会の事務を補助する職員

(4) 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。

(5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付け※を撤廃する。

※ 撤廃する義務付け

- ・ 市町村基本構想の策定義務
- ・ 内部組織条例の届出義務（都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事）
- ・ 予算・決算の報告義務（同上）
- ・ 条例の制定改廃の報告義務（同上）
- ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務
（広域連合→組織する地方公共団体の長並びに総務大臣又は都道府県知事）
- ・ 財産区の財産処分等の協議義務（財産区等→都道府県知事）

2 直接請求制度の改正

(1) 直接請求代表者の資格制限の創設

平成21年11月18日の最高裁判決※を受け、地方自治法において、次の者について直接請求代表者の資格制限を設ける。

- ・ 請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員
- ・ 選挙人名簿に表示をされている者（選挙権の停止・失権、転出）
- ・ 選挙人名簿から抹消された者（死亡、国籍喪失等）

※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したもの。

(2) 署名に関する罰則の追加

地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

3 施行期日

公布後3月以内において政令で定める日※

※ ただし、議決事件の範囲の拡大は公布後1年以内において政令で定める日